

山鹿市における建物の高さ制限と用途地域

用途地域	絶対高さ	道路斜線	隣地斜線	北側斜線	日影制限	高度地区	外壁後退
第一種低層住居専用地域	10m	適用距離:20m 適用数値:1.25	—	基準の高さ:5m 適用勾配:真北方向の 水平距離×1.25	熊本県建築 基準条例第 24条の2を参 照	都市計画に よって定めら れた場合 (山鹿市は 該当なし)	1m
第二種低層住居専用地域	○	○	—	○			
第一種中高層住居専用地域	—	適用距離:20m 適用数値:1.25	基準の高さ:20m 適用数値:1.25	— ※日影規制がある 為、制限なし			
第二種中高層住居専用地域	—	○	○	○			
第一種住居地域	—	適用距離:20m 適用数値:1.25	基準の高さ:20m 適用数値:1.25	—			
第二種住居地域	—	適用距離:20m 適用数値:1.25	基準の高さ:20m 適用数値:1.25	—			
準住居地域	—	○	○	—			
近隣商業地域	—	適用距離:20m 適用数値:1.5	基準の高さ:31m 適用数値:2.5	—			
商業地域	—	適用距離:20m 適用数値:1.5	基準の高さ:31m 適用数値:2.5	—			
準工業地域	—	適用距離:20m 適用数値:1.5	基準の高さ:31m 適用数値:2.5	—			
工業地域	—	適用距離:20m 適用数値:1.5	基準の高さ:31m 適用数値:2.5	—			
工業専用地域	—	○	○	—			
用途無指定	—	適用距離:20m 適用数値:1.5	基準の高さ:20m 適用数値:1.25	—			

【凡例】



:山鹿市にある用途地域

— :法規定なし

○ :法規定はあるが、本市に該当用途地域がない